

りすす倶楽部

2021・2022年
12・1月合併号
第297号

私、祈ってます

今年も会えないままに、残り少ない日数になりました。私によければいつまでも親元離れず尽くしたい、そう思いながらも流れに負けて、遠い故郷になりました。北の国では、夜半に吹雪の予報。迎える年もつつがなきよう、私、祈ってます。

弁護士 福井大海

りすシステムは

「新しい体制」を始動させました

NPOりすシステム代表 杉山 歩

日本列島に寒波襲来、年末から年始にかけて大雪、極寒が報じられておりますが、皆様にはお変わりなく新年を迎えられたこと存じます。

昨年からコロナ感染者が大幅に減り、このまま終息を願いましたが、年始からの感染拡大に心を痛めております。今は3回目のワクチンが1日も早く打てることを願うばかりです。

りすシステムも発足から今年10月1日より30年目に入ります。私たちは「進化と深化」をモットーに活動を進め、利用者の皆様、そして社会的にも一定の評価をいただけるようになったことを感謝申し上げます。

りすシステムは、お墓はもやいが出て来て安心、しかしその手前のお葬式が困る、何とかしてほしいという皆様の後押しで1993年に誕生しました。

それが昨今では全国の1182病院等から、従来家族しか認められていなかった入院の保証や、手術等重大な治療についてご本人の同意に対する保証人として認められるようになりました。

私たちは昨年から生前契約という仕組みを永遠に護り、利用者の皆様の身近に「りすセンター」を配置するとい

う目的のため、大きな改革に取り組みしております。

道半ばですが新たな一歩を踏み出し、地域に根づいて、皆様に寄り添いながら支援に携わる「契約家族コーディネーター」という専門職の研修を昨年より毎月開催しています。

昨年中に50余名が受講され、現場に出ていただくための諸手続等を進めています。

一部の方は皆様の許にお伺いし、高い評価をいただいております。

当初先向きを心配される電話等もございましたが、年賀状で「取り越し苦労で心配したが、大丈夫だった」といったお声もいただきました。

大変有り難いのは利用者の皆様をご推薦下さった方々が素晴らしい方ばかりで、今後りすシステム活動の大きな戦力になると期待しております。

今年の課題は、コーディネーターを一人でも多く養成し、あなたの街に1カ所でも多くの「りすセンター」を立ち上げることです。

新しい年も天災、人災、どんなことが起こるか予測不能ですが、ご自愛の上、良い一年となりますようご祈念申し上げます。

こんな国を子や孫の世代に引き継いでよいのか — 2022年の年頭にあたり —

NPO りすシステム

相談役

松島 如 戒

月並みですが明けましておめでとうござい

ます。元旦の東京の空は雲一つない文字通りの日本晴れでした。こんなお天気がずーっとつづけばいいな。と思いましたが、イヤイヤ雨が降らなければ植物が育たず、食料危機を招く、これも大変なことです。

私自身がそうですが人間とは、何と「その時」「その場」自分の都合が良いような発想しか出来ないのだろう……と恥ずかしくなりました。今年がどんな年になるのか、なつて欲しいのか、年の始めにはいろいろなことごに思いを巡らせています。

まず大きな天災（水害、台風、そして地震）。最近特に地震についての恐怖が大きく、私の住んでいる13階の部屋から、1階に朝刊を取りに降りるのに、携帯を持つようにしていません。エレベーターが止まり閉じ込められたらどうしよう、エレベーターの中から携帯は通じ

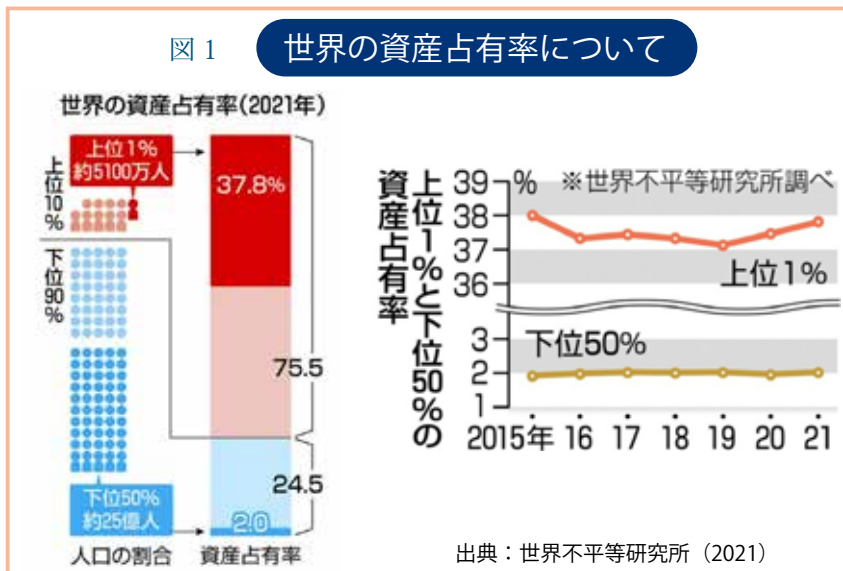
ないだろうナ、とも考えたりしています。

新型コロナ感染症パンデミックも今年で3年目に入りました。コロナ前の2019年と今、何が変わったのかと考えてみますと貧しい者はますます貧しく、富める者はより豊かになが実感です。

1%の人が世界の富の37・8%を有する社会
2021年12月27日付け東京新聞に世界不平等研究所（本部パリ）の報告書のポイントとして報じられた記事をご紹介します。
・世界全体の個人資産のうち世界上位1%（約5100万人）の超富裕層が37・8%。
上位10%までに広げると75・5%が富裕層。
残りの下位90%の人が持っている資産が24・5%。

下位50%（約25億人）の層が占める資産の割合は2%。次の図表を見て下さい。
・世界全体で過去30年間で増えた資産の38%

図1 世界の資産占有率について



を上位1%が得た。

・金持ち1%の人が排出するCO₂は全体の17%

を占める。この数字をみると17%も排出する1%の人々から高額の炭素税を徴収すべきだと思います。

この炭素税はどこに住居があっても世界一律に徴収すべきだと思います。

・労働で得られる収入全体のうち女性が占める収入は35%、つまり人口の男女比はやや同じとすれば女性は男性の7割しか稼がないということになりますネ。

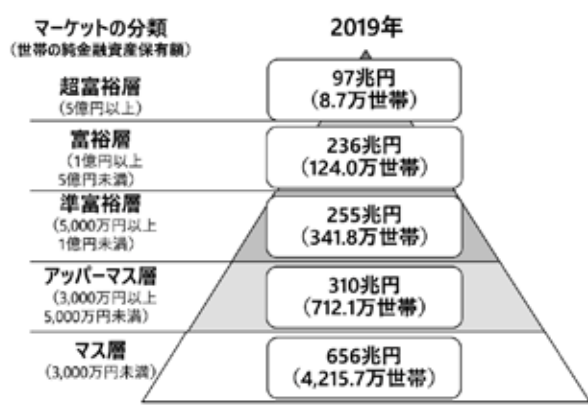
「G7」7ヶ国中最低で28%。中国33%、韓国32%。ここでも日本は負けています。

日本も大金持ち1・6%預貯金ゼロ16%

次の図をみて下さい。これは野村総合研究所が2020年10月～11月に調査・推計した結果です。5億円以上の資産を持っている世帯を超富裕層というそうですが、その資産をもっている世帯が1・6%の87,000世帯で、その資産の額は97兆円。語呂合わせみたいですが預貯金ゼロの世帯が16%の870万世帯つまり、大金持ちと無一文の差が100倍とということになります。

因みに15年前の2005年は超富裕層が52,000世帯でその資産は46兆円。15年間で富裕層といわれる世帯は1・7倍に。そしてその資産は2・1倍。1世帯当りであることをみると2005年が約8800万円。

図2 純金融資産保有額の階層別にみた保有資産規模と世帯数



出典：野村総合研究所（2020）（出所）国税庁「国税庁統計年報書」、総務省「全国消費実態調査」、厚生労働省「人口動態調査」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の世帯数の将来推計」、東証「TOPIX」および「NRI生活者1万人アンケート調査（金融編）」、「NRI富裕層アンケート調査」などからNRI推計。

そんな中おじさんたちは、「俺たちもなんとか税金が払えるような身分になりたい」というのです。私が怪訝な顔をすると、「なあ剛ちゃん、俺たち百姓の稼ぎじゃ税金を払わせてくれないんだよ。百姓も早く税金の払える身分になりたいよ。」

その時からでしょうか。日本農村の復興なくして祖国の復興なんてありえない、と強い気持ちになったのでした。高校を卒業して、当時茨城県東茨城郡内原村大字鯉淵の財団法人鯉淵学園に入ったのも、日本農村の復興を夢みてのことでした。

ここでも初心を貫徹することなく中途退学し出家しました。師匠に7年座れ(禪定に励め)と諭されましたが3年足らずで寺を出ました。私の人生と税金は何の関係もないようですが「あり」なのです。

愚息龍戒が生まれた年に勤めていた会社が倒産し、不動産業を興しましたが、まともに給料が取れるほどにならず、国民年金も滞り始末で、税金は払いたくても稼ぎがなければ払えません。そんな時中学生の頃の古老のつぶやきがが身に沁みました。

その後NPOは完全奉仕ですが、34年前に多くの方々のご支援をいただいて建立した功德院での給料から税金を一生懸命払っています。

2019年で1億1500万円になり、1世帯当たり1・3倍金持ちになっている。つまり富の集約化がより顕著になったということだと思います。

税金のこと考えてみましょう

私が中学生の頃（昭和26年～29年）、村のおじさんたちといろんな話をして多くのことを学びました。

そんな人生を過ごした私には、脱税は大犯罪、そして税制の不公平さにも腹立たしい思いでいっぱいです。

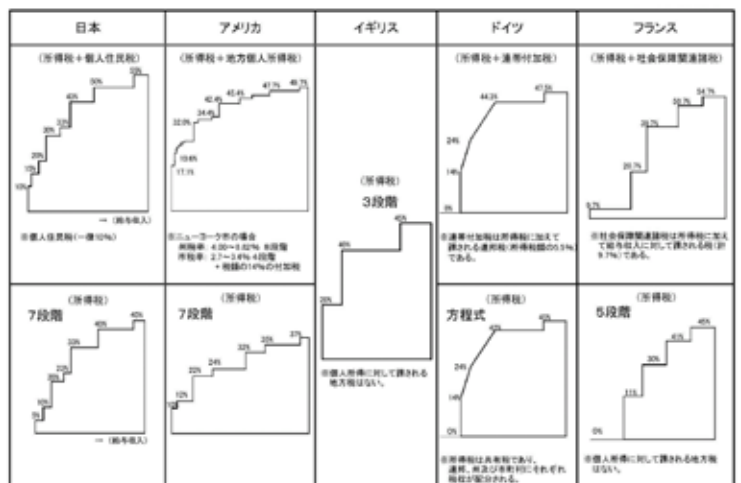
戦後の日本復興に税制の確立が必要と、米
国コロンビア大学のシャープ教授を招聘し、
シャープ博士を中心に日本税制使節団がまと
めた「シャープ勧告」は、わが国の税制の憲
法とも称され「税負担の公平性」を第一義と
したものでした。

これに沿って、1950年度税制改革で株
式譲渡益は総合課税化されました。そのこ
ろ朝鮮動乱が勃発し、戦争特需に対応するた
めに、企業の資本充実が急務だとの機運が高
まり、1953年度から株式譲渡益は原則非課
税となり、1988年まで36年間続くこと
になりました。

1989年度から2002年まで譲渡益に
1%の課税を導入。しかしこれでは世界に類
を見ない投資家を優遇しすぎとの批判が強く、
2003年から申告分離課税、20%税率とし
ましたが、経過措置で結局2013年までの
11年間10%課税が続いたのです。

そして現在では、20%の分離課税です。「分
離課税」というのが曲者です。我が国の個人
所得の税率は、かつて最高税率が8000万
円以上で75%という時代もありましたが、現

図3 個人所得税の税率構造の国際比較 (イメージ)



在は4000万以上の部分について45%です。

先進国に比較して高税率という指摘もあり
ますが、次のグラフを見てください。我が国
の所得税率が高いとはいえません。もちろん
税金は何かと複雑ですから、一概に断ずるこ
とは注意を要します。しかし国際的な流れは
これでわかると思います。

この2つの図表の出典は財務省です。むし
ろ問題は株式投資による所得に対する税率が、
総合課税の例外として、20%という低税率に
よる分離課税であることです。

表1 主要国の株式譲渡益課税の概要

	日本	アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス
課税方式	申告分離課税 20% (所得税:15% + 個人住民税:5%)	段階的課税(分離課税)(連税制) 3段階 0、15、20% ⁽¹⁾ + 総合課税(州・地方自治体) ⁽²⁾ (ニュー・ヨーク市の場合 州税:4.00~8.82% 市税:2.7~3.4% + 税額14%の付加税)	段階的課税(分離課税) 2段階 10、20% ⁽³⁾	申告不要(分離課税) ※総合課税も選択可 ⁽⁴⁾ 28.375% (所得税:25% + 連等付加税:税額の5.5%)	分離課税と総合課税の選択 ⁽⁵⁾ (分離課税) 30% (所得税:12.8% + 社会保障課税:17.2%) 又は (総合課税) 17.2~62.2% (所得税:0~45% + 社会保障課税:17.2%)
課税対象等	-	-	土地等の譲渡益と合わせて 年間11,700ポンド(171万円) が非課税	貯蓄者控算控除 ⁽⁶⁾	-

因みに我が国の所得税率は累進制を採用
しており、課税所得195万円までは5%、
4000万円以上の部分については45%とな
っています。

これに比べて1億円でも10億円でも一律20
%という分離課税の税率はべらぼうに安い。
例題として一般所得3000万円、株式投資
にかかわる所得5000万円として計算する

総合課税と分離課税計算

- ① Aさんは、今年は給与その他の収入の課税所得（控除を差し引いた所得）3000万円がありました。これをAとします
- ② 株式投資による譲渡益・配当などの課税所得が5000万円ありました。これをBとします。
- ③ 総合課税による所得税の計算
 $(3000 \text{ 万円 (A)} + 5000 \text{ 万円 (B)}) \times 45\%$
 $= 3600 \text{ 万円} - 479.6 \text{ 万 (簡易計算による控除税額)}$
 $= 3120.4 \text{ 万円}$
- ④ 分離課税による所得税の計算
 A $3000 \text{ 万円} \times 40\% = 1200 \text{ 万} - 279.6 \text{ 万円} = 920.4 \text{ 万円}$
 B $5000 \text{ 万円} \times 20\%$ （復興税を除く） $= 1000 \text{ 万円}$
 A + B = 1920.4 万円
- ⑤ $3120.4 \text{ 万円} - 1920.4 \text{ 万円} = 1200 \text{ 万円}$
- ⑥ つまり、株式投資関係所得で分離課税の恩恵があり、累進課税の原則は崩れ金持ちはさらに金持ちという格差が広がるのです。

の62%弱です。このようにして金持ちも私たちのような貧乏人も、同じ税率で同じように納税しなければならぬ消費税に、ウエイトがかかっています。時の政権とすれば消費税は税率引き上げの時期には苦勞しますが、それ以降は日常的に納税される。ちょっと違うかな……。

この税金は事業者が納めるので、中小企業等は一旦懐に入った税は、お札に名前が書

いていないので使いこむことがある。そこを目を光らせておけば、お前は国の金を預かっているのだからと容赦なく、取り立てられる。消費税に対し、法人税は厄介です。その証拠に直近40年の法人税の税率を見ればよく分かります。昭和59年〜62（1984〜1987）年の間、法人税率は43・3%。それからじわじわ9回に亘って減税し今では23・2%。個人所得税の300万円〜700万円未満の税率と並ぶほどになっています。

この低税率によって生み出されているのが、484兆円という巨額な企業のヘソクリです。私はヘソクリ税という税金を取ったら良いと思うのです。こんな話をすると「二重課税、法人税を払った残りのお金に税金をかけるのはおかしい」という偉い人たちがいますが、消費税だって、給料から累進所得税を納税した残りの金で納めているのですから同じです。

仮に2020年度の企業のヘソクリが484兆円もあるのですから、これに2%の税金をかければ9兆6800億円。法人税の13兆3360億円をプラスしても、約23兆円。これで消費税21・5兆円に肩を並べられるのです。プライマリーバランス（国の収支を比較したもの）改善のためにもぜひ手を付けてほしいと思います。

と、分離課税の場合、1000万円以上節税になる。この恩恵により、持てる者はますます豊かになる。株式市場を活性化させるといった理由で、分離課税という金持ち優遇税制が設けられているのです。どのくらい差があるのか計算してみました。（左表の計算には20%の税に対する、2・1%の復興特別税は含まれていません）

企業の内部留保484兆円 個人の金融資産1992兆円

企業の内部留保が前年比2%増加し、2020年度末現在484兆円以上あるという。なぜそんなに……と下司のかんぐりで誠

に腹立たしい限りです。

2022年度予算に計上されている法人税収の見込み額はわずか13・3兆円（12・4%）、消費税は21・5兆円（20%）、所得税20・3兆円（18・9%）、主要3税の中、消費税がトップになっています。

次ページのグラフは昭和の終わりから35年間の税収の推移を示したものです。

このグラフを見ていただくと2002年に法人税9・8兆円、消費税9・5兆円でほぼ肩を並べていますが、消費税は着実に増加し20年後の2022年は21・5兆円を見込んでいるのに対し、法人税は13・3兆円。消費税

の62%弱です。このようにして金持ちも私たちのような貧乏人も、同じ税率で同じように納税しなければならぬ消費税に、ウエイトがかかっています。時の政権とすれば消費税は税率引き上げの時期には苦勞しますが、それ以降は日常的に納税される。ちょっと違うかな……。

この税金は事業者が納めるので、中小企業等は一旦懐に入った税は、お札に名前が書

図4 一般会計税収の推移

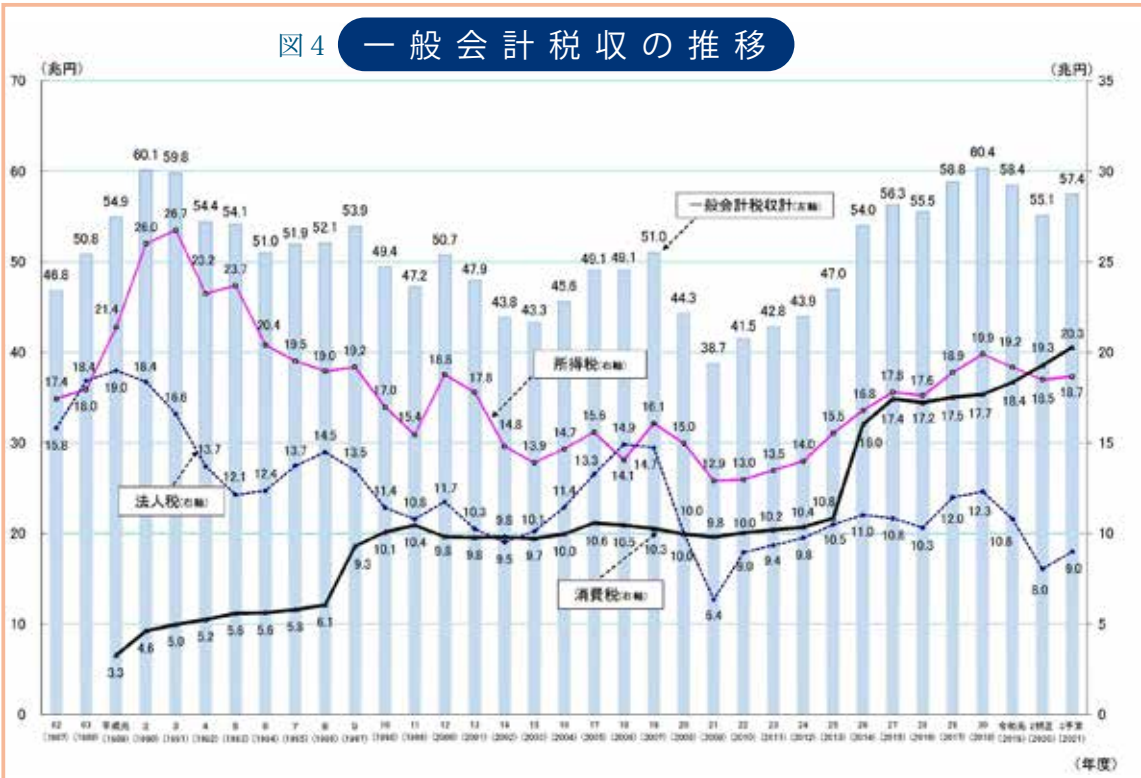
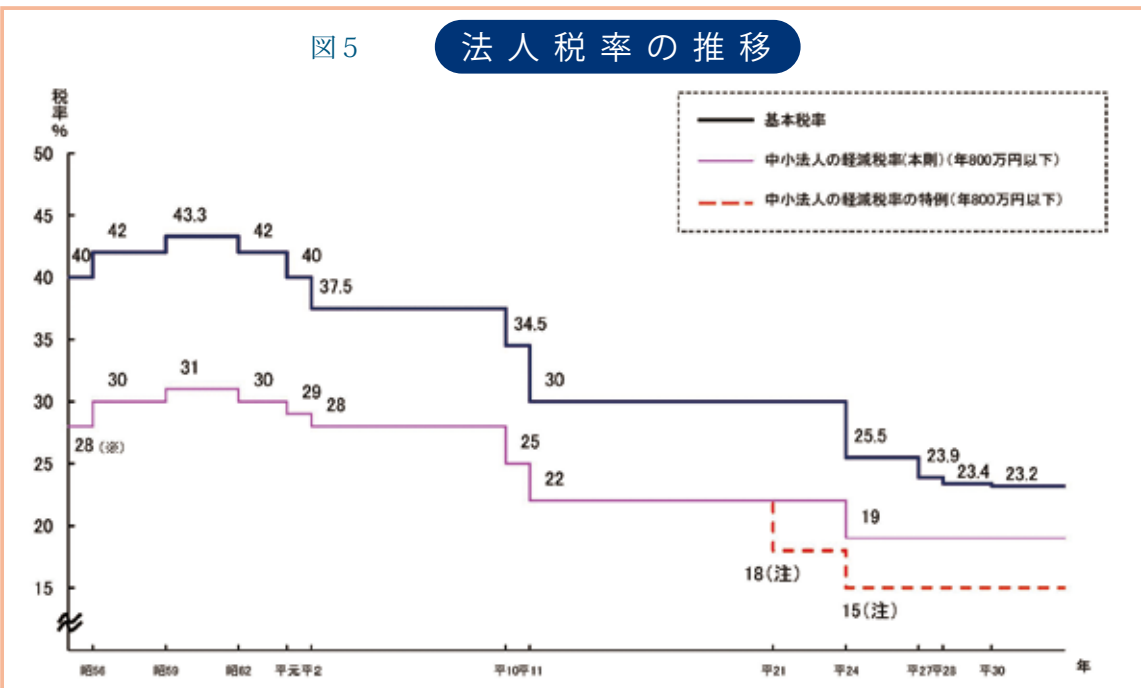


図5 法人税率の推移



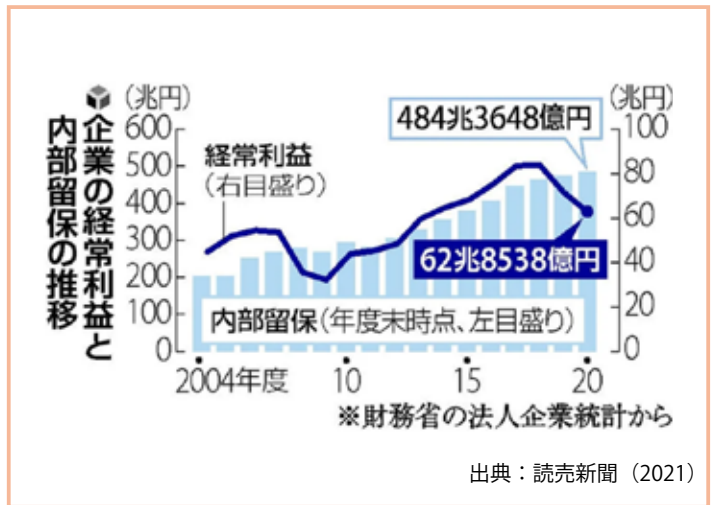
法人だけでなく個人も随分多い預貯金を持つています。2021年6月末の統計によれば1992兆円の個人金融資産があるそうです。

個人金融資産1992兆円と企業のヘソクリ484兆円を同列に論ずる訳にはいかないと思います。個人のお金は日々の生活費や老後の備えに貯蓄したお金等々が多く含まれる

からです。こちらは株式投資などによる所得の総合課税。それでも間に合わなければ最高税率を、毎年1〜2%ずつ引き上げれば均衡が取れるはずですが。人類の長い歴史の中で持てる者、持たざる者の差は存在し続けています。

少なくとも我が国は、福祉国家の看板を掲げているのですから、貧しいものがどんな貧しくなるという政治からの脱却が必要です。

話は変わりますが、家庭の中での女性上位は一部の例外を除き、定着しているようですが、稼ぎ高(収入)における男女差はどうなっているのか次に見えます。



**働いている人の給与10年間で5・9%アップ
消費者物価5・5%値上がり**

国税庁が毎年「民間給与実態調査」という統計を発表しています。大金持ちを羨んでいるだけでは、下司な人間に成り下がってしまっていますので、それなら一般庶民の給料は上がったのかについて、毎年の国税庁統計を集計してみました。ここから分かったことについて述べてみたいと思います。

- ① 一年を通じて働いている人の平均給与は、2011年の409万円から2020年は、433万円となり5・9%アップです。
- ② ①は男女平均した額です。男性は504万円から532万円で5・5%アップ。女性は268万円から293万円で9・3%アップです。男女の給与格差は6対4です。
- ③ 正規雇用と非正規雇用についてみましょう。正規・非正規もその割合は2011年正規64・8%、非正規35・2%。2020年は正規62・8%、非正規37・2%で非正規が2%増えました。
- ④ 正規雇用者と非正規雇用の給料をくらべてみると、曰くい難いとしか言いようがありません。2021年(2011年は統計がない)の正規の給料は468万円、非正規は168万円。それぞれ73・0%と26・4%。同じ仕事をしてこれだけの差はいくら何でも不合理だと思えます。
- ⑤ 同じように働いて、2020年の正規雇用の男性は532万円に対し、非正規は176万円。その差350万円。倍率にすると3倍以上になります。この3倍以上の差というのはいくら何でもひどすぎると思いませんか。

戦争と国債

国の財政の憲法である「財政法」は昭和22年(1947年)に制定されています。

財政法の起案者で当時の大蔵省主計局法規課長であった平井平治さん自ら『財政法逐条解説』(1949年)を刊行され、その中文が語り継がれています。

原典は国会図書館にあります。孫引きですが紹介します。

「戦争危険の防止については、戦争と公債がいかに密接不離の関係にあるかは、各国の歴史をひもとくまでもなく、わが国の歴史をみても公債なくして戦争の計画遂行の不可能であったことを考察すれば明らかである、……公債のないところに戦争はないと断言しうるのである、従って、本条(財政法第4条)はまた憲法の戦争放棄の規定を裏書き保証せんとするものであるともいえる」

私も不勉強でこの原稿を書くのに資料を漁っているうちに気付いたのです。そして財政法という法律を初めてきっちり読みました。4条国債特例国債は馴染んだことばでしたが条文を読むのは……お恥ずかしい限りです。

これからの国の行く末、特にお金の問題について考える手掛かりとなる財政法の基本理念を示していると思われる第1条～第5条を

次にお示しします。
 財政法という法律が制定されたのは、敗戦から2年3か月でその頃の官僚のみなさんは祖国復興という夢に燃えて仕事をされていたのだと思いますが、この文章を読んでいて哲学と祖国愛が伝わってきます。

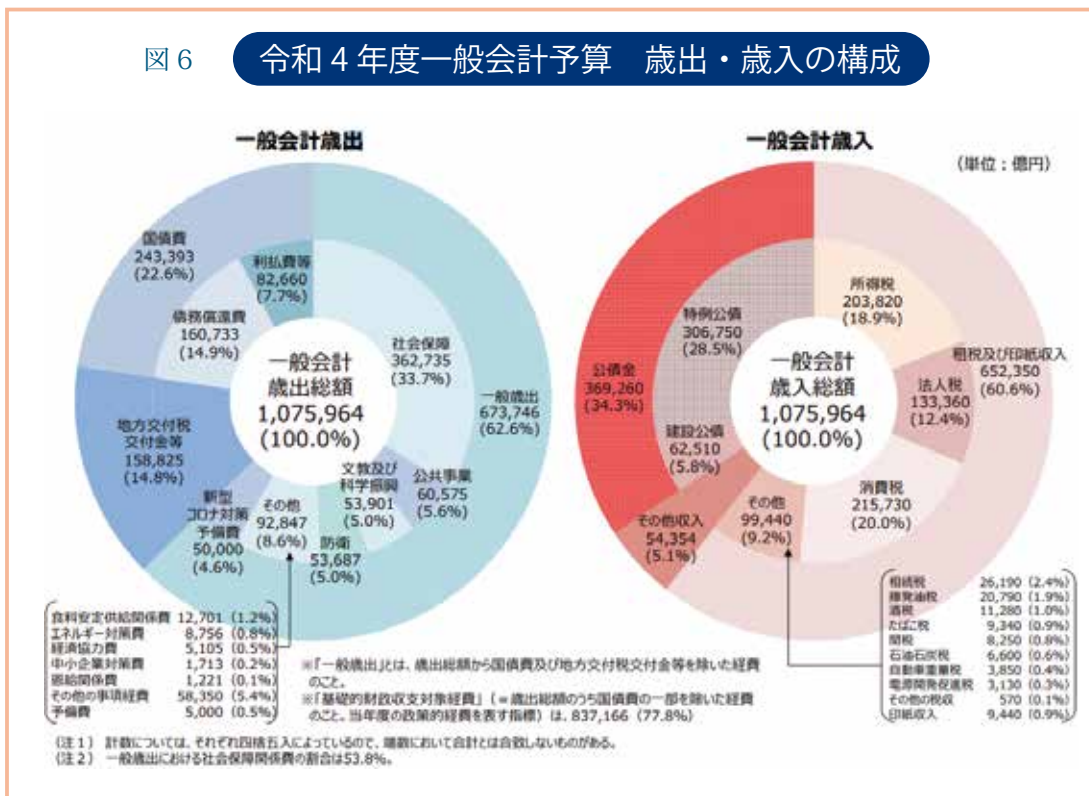


表 2 民間給与の年代別実態調査

	給与 所得者数	給与の総額	1年を通じて勤務した給与所得者									
			給与 所得者数	平均給与	給与 所得者数		平均給与		正規・非正規別 所得者人数と割合		正規・非正規別 平均給与	
					男性		女性		正規	非正規	正規	非正規
					給与 所得者数	平均給与	給与 所得者数	平均給与	正規	非正規	正規	非正規
2011 (平成23)	5,427万人	195兆7,997億円	4,566万人	409万円	2,731万人	504万円	1,835万人	268万円				
2012 (平成24)	5,422万人	191兆9,996億円	4,556万人	408万円	2,726万人	502万円	1,829万人	268万円	3,345万人	1,816万人	468万円	168万円
2013 (平成25)	5,535万人	200兆3,597億円	4,645万人	414万円	2,754万人	511万円	1,892万人	272万円	3,302万人	1,910万人	473万円	168万円
2014 (平成26)	5,592万人	203兆8,099億円	4,756万人	415万円	2,805万人	514万円	1,951万人	272万円	3,288万人	1,967万人	478万円	170万円
2015 (平成27)	5,646万人	204兆7,809億円	4,794万人	420万円	2,831万人	521万円	1,963万人	276万円	3,317万人	1,986万人	485万円	171万円
2016 (平成28)	5,744万人	207兆8,655億円	4,869万人	422万円	2,862万人	521万円	2,007万人	280万円	3,367万人	2,023万人	487万円	172万円
2017 (平成29)	5,811万人	215兆7,153億円	4,945万人	432万円	2,936万人	532万円	2,009万人	287万円	3,423万人	2,036万人	494万円	175万円
2018 (平成30)	5,911万人	223兆5,483億円	5,026万人	441万円	2,946万人	545万円	2,081万人	293万円	3,476万人	2,120万人	504万円	179万円
2019 (令和元年)	5,990万人	231兆6,046億円	5,255万人	436万円	3,032万人	540万円	2,223万人	296万円	3,494万人	2,165万人	503万円	175万円
2020 (令和2)	5,928万人	219兆2,054億円	5,245万人	433万円	3,077万人	532万円	2,168万人	293万円	3,529万人	2,090万人	496万円	176万円
10年間の 変化	+9.2%		+14.9%	+5.9%		+5.5%		+9.3%			+5.9%	+4.8%

国税庁統計をりす倶楽部編集室が集計

昭和二十二年法律第三十四号 財政法 抄

第一章 財務総則

第一条 国の予算その他財政の基本に関しては、この法律の定めるところによる。

第二条 収入とは、国の各般の需要を充たすための支払の財源となるべき現金の収納をいい、支出とは、国の各般の需要を充たすための現金の支払をいう。

② 前項の現金の収納には、他の財産の処分又は新たな債務の負担に因り生ずるものをも含み、同項の現金の支払には、他の財産の取得又は債務の減少を生ずるものをも含む。

③ なお第一項の収入及び支出には、会計間の繰入その他国庫内において行う移換によるものを含む。

④ 歳入とは、一会計年度における一切の収入をいい、歳出とは、一会計年度における一切の支出をいう。

第三条 租税を除く外、国が国権に基いて収納する課徴金及び法律上又は事実上国の独占に属する事業における専売価格若しくは事業料金については、すべて法律又は国会の議決に基いて定めなければならない。

第四条 国の歳出は、公債又は借入金以外の歳入を以て、その財源としなければならない。但し、公共事業費、出資金及び貸付金の財源については、国会の議決を経た金額の範囲内で、公債を発行し又は借入金をなすことができる。

② 前項但書の規定により公債を発行し又は借入金をなす場合においては、その償還の計画を国会に提出しなければならない。

③ 第一項に規定する公共事業費の範囲については、毎会計年度、国会の議決を経なければならない。

第五条 すべて、公債の発行については、日本銀行にこれを引き受けさせ、又、借入金の借入については、日本銀行からこれを借り入れてはならない。但し、特別の事由がある場合において、国会の議決を経た金額の範囲内では、この限りでない。

第4条の「国の歳出は『公債』または『借入金』以外の歳入によらなければならない」の文言は、国の台所は税金などの収入によってのみ賄わなければならない、これは真珠湾攻撃により第二次世界大戦に突入した1941年の

借金の依存度が、年間予算の56%であったことなどが念頭にあり「国が借金で台所を賄うこと」の恐ろしさ教訓としたものだと思えます。それでも万一の事態に備えて但し書きをつけた。

即ち、公共事業費、出資金および貸付金の財源に限って国会の議決により決めようというものでしょう。私たち民間人がお金を借りるときに返済計画を示すのは当然のことで、国の場合にも第4条2項で、国会に返済計画を提出しなければならないとあります。

このようにして発行された国債を4条国債あるいは、建設国債として将来に生かせるという前向きのお金に限って、国が借金をすることを認めたのです。

赤字国債

税金で足りないので予算が組めない。4条国債（建設国債）を発行しても、まだ足りないので、赤字補填のための国債を出したいけれど財政法に規定がない。

知恵者がいて、別の法律を作ればよいと考えたのでしょうか。この頃平井平治さんがご存命だったかわかりません。

令和3年度予算を例にとれば、「財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行の特例に係る法律」を作って、じゃんじやん国債を発行して予算を組み、今では打ち出の小槌のようにして毎年法律を更新して、1300兆という借金大国になったのです。

今や為政者にとって国債が借金であるという意識すらないように見えます。

ところが 2012 年、野田内閣の時、予算は衆議院の優越（憲法第 60 条）により成立したのですが、赤字国債法は、参議院で可決しなければ国債が発行できない

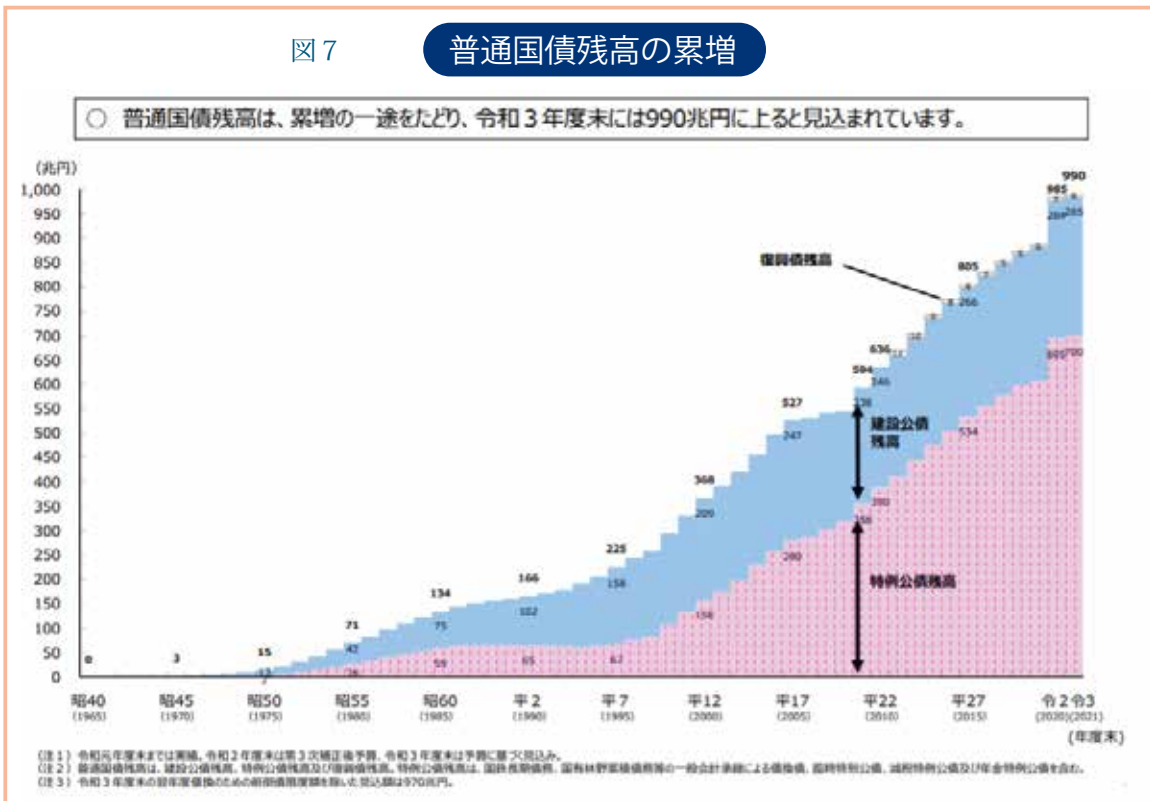
ため、結局、野田首相は不利な選挙情勢の中で解散し大敗。民主党政権はあえなく終局を迎えましたが、赤字国債を複数年発行出来るという法律が成立しました。

その当時私は、なんとという悪政を……と怒りました。

特に、安倍内閣になってからは自分の財布の金を使うかのような振る舞いで、赤字国債をどんどん乱発し、今や国全体の借金は 2022 年度末には 1300 兆円を超えるまでになっています。国の借金は財務省の発表で、2020 年度末で、1216 兆 4634 千億円。他に、保証債務が 34 兆 199 億円で、合計 1250 兆 4883 億円になります。

これに 2021 年度予算（当年度内償還）では、28 兆 3640 万円。さらに 2022 年度は、20 兆 8527 億円。2 年分の国債発行

図 7 普通国債残高の累増



額を加えると、1299 兆 7050 億円になります。

そもそも公債（国債）とは何か

国の借金は、この国に生を受ける子や孫を含めた、日本国に存在するすべての人々が負担すべき借金です。

2021 年の日本の人口は、1 億 2507 万人（内外国人 227 万）です。今日生まれた赤ちゃんから、ご臨終間近な病人も含めて 1 人当たり 1060 万円の借金を背負って、この国で暮らしていくこととなります。

上の資料は財務省が発表している、過去 50 年間の国債発行額とその累計額です。

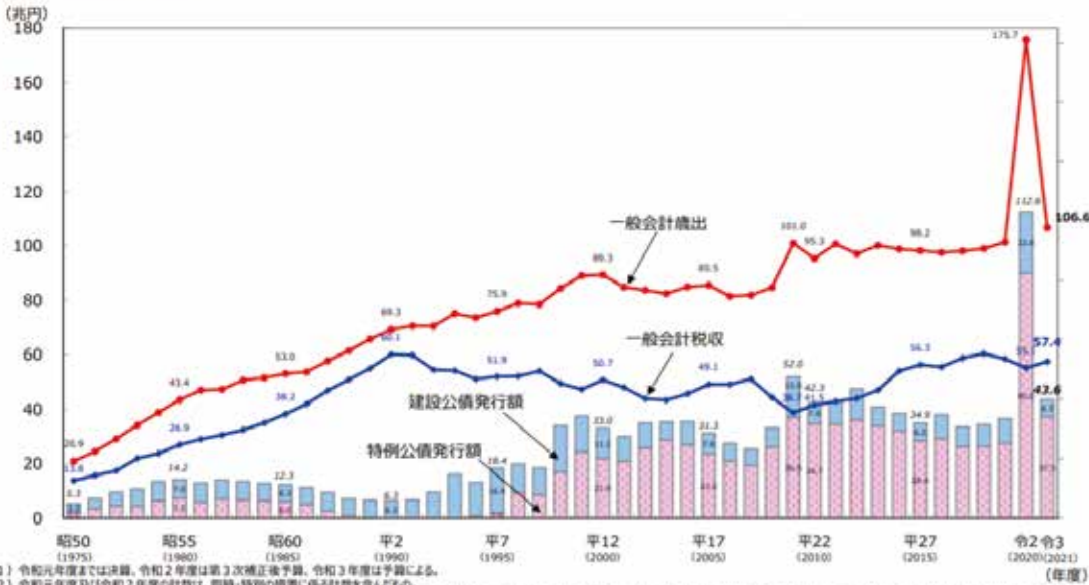
そしてブルーの部分は、4 条国債（建設国債）。ピンクは赤字国債で、赤字国債ばかりがどんどん増えていきます。2020 年はコロナ禍が始まった年で、赤字国債を 90 兆円（過去の 3 年分）という目の玉が飛び出るような巨額の国債を発行したのですが、この借金の使い道は厳しく検証するべきです。

財政法にはすべて国会の決議、承認を要すと書いてありますが、安倍内閣になってから、安倍さんの都合の悪い時は国民が求めても、国会を開かない。開かなければならない、憲法の規定など「くそくらえ」いずれ憲法は変えるのだ、と思っているとしか考えられません。

図8

一般会計税収、歳出総額及び公債発行額の推移

○ 我が国財政は歳出が税収を上回る状況が続いています。その差は借金（建設公債・特例公債）によって賄われています。



(注1) 令和元年度までは決算、令和2年度は第3次補正予算、令和3年度は予算による。
 (注2) 令和元年度及び令和2年度の計数は、臨時・特別の措置に係る計数を含んだもの。
 (注3) 特例公債発行額は、平成2年度は両岸地域における平和推進活動を支援する財源を調達するための臨時特別公債、平成6～8年度は消費税率3%から5%への引上げに先行して行った減税による総収入の減少を補うための臨時特別公債、平成23年度は東日本大震災からの復興のために実施する施策の財源を調達するための臨時債、平成24年度及び25年度は基礎年金国庫負担2分の1を実現する財源を調達するための年金特例公債を除いている。

1300兆もの国の借金をどうする？
 個人の借金は、「自己破産」という方法が、あまり抵抗なく日常的に用いられるようになっていきます。国ではデフォルトという言い方

ですが、借金の踏み倒しです。かなり著名な学者などが、我が国は借金がいくらあっても、自国民が保有しているので心配ご無用と主張しています。

りすシステムの利用者の葬式代、つまり死後事務を行うために、皆さんからお預かりしている大切なお金は、決済機構が国債を買っているの、国債を踏み倒されたのでは、たまったものではありません。
 確かに、海外の人や会社が日本国債を持っている割合は、直近で13・4%です。過去10年間の統計を財務省が発表していますのでご参考にしてください。
 個人で、我が家は大借金をかかえているので返済のために給料をあげてくれと言え、そんな職員は解雇の対象になり兼ねませんが、国は借金を払うのに、増税することができます。すでに述べたように株式

投資の利益は分離課税により、企業の「ヘソクリ」が484兆円になるので、直ちに課税すべきです。

経済成長すれば税収が増える。これも望み薄でしょう。前にも述べましたが、成長できる要素がないから成長しない。経済成長って何でしょう。難しいことはわかりませんが、新たな「富」の創出だと思います。ノーベル賞を受賞した学者の皆さんが、異口同音に基礎研究の大切さを説かれています。

10年ほど前、もやいの会の慰霊祭に3人、大学の学長経験者、学長補佐として大学運営に携わった学者が集まった席でのことです。お三方が、今の大学はまず学生が劣化、教育者が劣化、そして大学そのものが劣化していると言われました。

直前まで大学の運営に携わっていた当事者から、自戒を込めたこんな嘆きを聞かされた私は大ショックで一瞬沈黙しました。教員も定期雇用で、その間に実績が上がらなければお払い箱。その職に就いた時から次の職を考える。そんなことが当たり前になっているとは、関係者からよく聞く話ですが……。

そんな学問の風土から「新たな富」を生むような画期的な成果を、期待することは難しいと思います。

国のバランスシート

日本国の財政を財務諸表化することが始まったのが 2003 年(平成 15 年)のことでした。

2017 年度から 2020 年度の 4 年分によれば、2017 年度の国の赤字は 548.9 兆円。2018 年度 568.4 兆円。2019 年度 583.3 兆円。2020 年度 591.8 兆円。4 年間で 48 兆円、財政赤字が増えています。

2019 年 2020 年度の貸借対照表が次ページの表です。貸方(負債・資本)の各科目で支払わなくてよい科目はありません。借

方(資産)では現金・預金は残高があります。それ以外、有形固定資産で即座に現金化できるものはなさそうです。

固定資産 184 兆円のうち 151 兆円は公共用財産、国会議事堂・省庁の庁舎・道路・飛行場・港湾など。これら売って、国債の償還金やの年金支払の資金にするわけにはいかないでしょう。

公共用以外の国有財産 31 兆円は、売れるものも少しはあるでしょう。例えば、飛行機・船などは価格次第で売れそうです。

土地も遊休地・建物、立木など売れるものは多少あるでしょうが、簿価で売れたとしても 30 兆円。1 年分の国債費(利息・償還金)くらいかな……。

「日本国」そのものをどこかの人や国、宇宙人に売る場合以外、日本国が国家として存在し続けることを前提にすれば、資産勘定に計上されている財産で売れるものなど、赤字 600 兆円の 10% もない……と私は考えています。借金があっても国には資産があるからとか、国債の大部分は日本人が所有しているから、とおっしゃる政治家や学者、経済人の言動は詭弁でしかないと思います。

14 ページの図表から次のようなことがいえると思います。

- ① 1990 年の税込 58 兆円、2021 年の税込 57.4 兆円、歳出は 30 年間で 1.6 倍。
- ② 我が国の GDP は約 1.26 倍。
- ③ 歳入は約 0.989 倍。
- ④ 国債は 1990 年は建設国債のみで 5.6 兆円、2021 年建設国債 6.3 兆円、赤字国債 37.3 兆円で 5.9 倍。
- ⑤ 社会保障費 1990 年 11.6 兆円、2021 年 35.8 兆円で約 3 倍。
- ⑥ 65 歳以上の人口、1990 年 149.3 万人、2021 年は 304.0 万人で約 2.4 倍。

30 年前よりわずかながら税収が減っているのは、税率と分離課税による不公平税制の結果です。30 年間で国の借金は増え、1990 年の国債残高は 166 兆円、2021 年は 990 兆円です。

今年 7 月には参議院議員選挙があります。候補者の中で 1300 兆円にもなるうとする国の借金に対する評価と具体策の如何で投票する候補者を選びましょう。

「公債(国債)のないところに戦争はない」蓋し明言です。政治家である者、政治家を志す者は、財政の憲法である財政法を起案した、平井平治さんのこの言葉を戒めとすべしと、切に願っています。

図 9 海外の国債等保有額保有割合の推移



〔注〕「国債等」は「国債」及び「国債短期証券(T- bills)」を含みます。
〔出所〕日本銀行 資金循環統計

貸借対照表

(単位：百万円)

	前会計年度 (平成31年 3月31日)	本会計年度 (令和2年 3月31日)		前会計年度 (平成31年 3月31日)	本会計年度 (令和2年 3月31日)
<資産の部>			<負債の部>		
現金・預金	51,327,860	46,109,086	未払金	10,520,276	10,634,335
有価証券	119,600,975	126,486,388	支払備金	269,838	280,568
たな卸資産	4,306,128	4,252,567	未払費用	1,192,054	1,157,445
未収金	5,353,180	6,391,512	保管金等	1,125,993	1,206,206
未収収益	729,587	657,712	前受金	52,039	53,481
未収(再)保険料	4,687,900	4,694,101	前受収益	30,422	684,719
前払費用	4,703,908	4,177,909	未経過(再)保険料	36,514	30,238
貸付金	108,861,002	107,182,985	賞与引当金	340,743	346,638
運用寄託金	112,693,217	113,203,276	政府短期証券	76,101,566	77,483,680
その他の債権等	3,827,748	4,258,542	公債	986,064,569	998,805,367
貸倒引当金	△ 1,498,715	△ 1,411,713	借入金	31,920,685	32,360,084
有形固定資産	184,381,760	188,651,909	預託金	6,364,850	5,908,994
国有財産(公共用 財産を除く)	31,223,110	32,073,946	責任準備金	9,374,528	9,531,414
土地	18,306,157	18,916,743	公的年金預り金	120,758,887	121,185,912
立木竹	3,120,941	3,224,820	退職給付引当金	6,420,104	5,949,686
建物	3,411,639	3,417,762	その他の債務等	7,451,601	7,454,159
工作物	2,562,840	2,547,900			
機械器具	0	0			
船舶	1,465,061	1,530,281			
航空機	946,131	1,009,615			
建設仮勘定	1,410,337	1,426,822			
公共用財産	150,969,096	152,078,673			
公共用財産用地	39,984,537	40,120,856			
公共用財産施設	110,660,869	111,519,389			
建設仮勘定	323,689	438,427			
物品	2,165,906	4,476,775			
その他の固定資産	23,647	22,514			
無形固定資産	305,438	328,410			
出資金	75,387,964	76,280,147			
資産合計	674,667,957	681,262,837	負債合計	1,258,024,676	1,273,072,935
			<資産・負債差額の部>		
			資産・負債差額	△ 583,356,718	△ 591,810,097
			負債及び資産・ 負債差額合計	674,667,957	681,262,837

(注1) 資産の部の現金・預金(本会計年度46.1兆円)は、年度末時点の実際の保有残高に出納整理期間における現金・預金の出納を加減した額である(年度末時点の政府預金残高は12.6兆円、外貨預金残高は12.2兆円である)。
(注2) 国が保有する資産には、国において直接公共の用に供する目的で保有している公共用財産のように、売却して現金化することを基本的に予定していない資産が相当程度含まれている。このため、資産・負債差額が必ずしも将来の国民負担となる額を示すものではない点に留意する必要がある。
(注3) 負債の部の公債(本会計年度998.8兆円)については、基本的に将来の国民負担となる普通国債残高(898.4兆円)のほか、財政融資特別会計等の公債残高を含み、国の内部で保有するものを相殺消去している(55ページの「③公債の明細」参照)。

前に大学の劣化について述べましたが、それ以上に政治の劣化は目に余るものがあります。皆さん、こんな国を子や孫の世代に引き継ぐと思いますか。私の答えは否です。何とかしましょう。こんな思いを心に誓った新年でございます。

戦争は悪であり悲劇
政治家など政治に携わる人たちは、なぜ争いが好きなのでしょう？外国から攻められるかも知れない。だったら先にやっちゃおう、でしょうか。
「敵基地攻撃能力」は昭和31年当時の鳩山一

郎首相が国会答弁で、「座して自滅を待つべしというのが憲法の趣旨ではないだろう」に端を発したといわれていますが、長年封印されてきました。それを、政治課題としたのは、安倍晋三さんの引退時の発言でした。ハト派の名門派閥出身の岸田文雄首相が敵基地攻撃

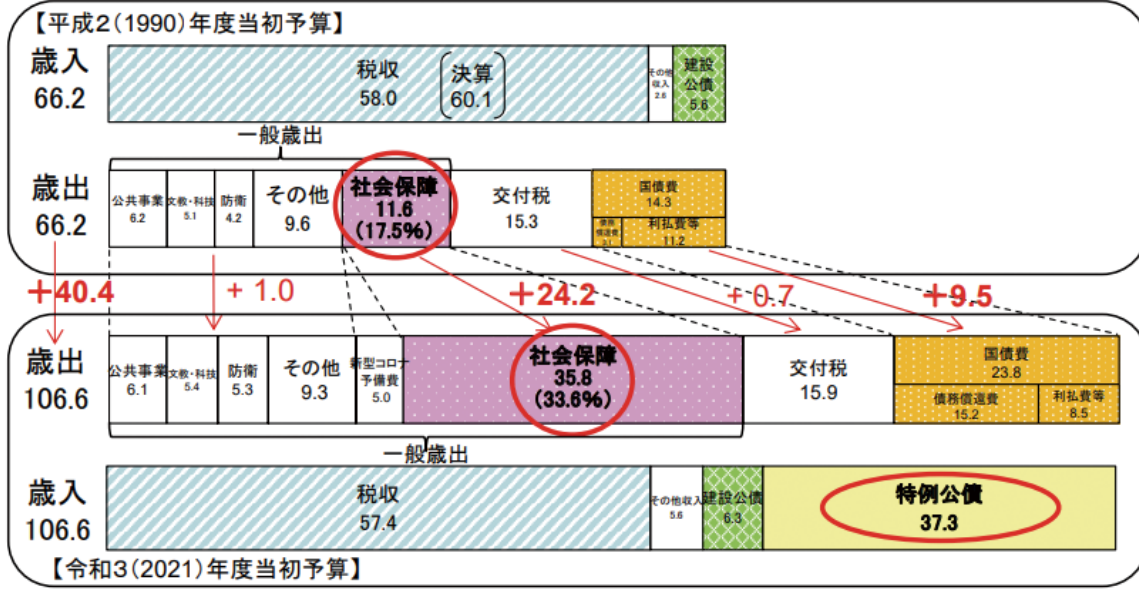
能力の整備に前向きな発言、さらに平和の党であると思つていた公明党の山口代表が、「議論の必要あり」とNHKの番組で語つたと報じられました。何をかいわんやです。
日本の国全体が戦争モードに向けてギアチェンジしつつあることを、変だと思わない世論が恐ろしく不気味です。
政治家だけでなく、テレビに出るコメンテーターの面々にも、10年くらい前と今では変化が出てきました。朝ドラも、最近では戦争シーンはさらっと流す傾向があり懸念材料です。
敵基地攻撃を想定しているのは、北朝鮮でしょうが、何時も思うのです。北の核開発は悪であり、世界中の人が、口汚く罵

図 10

平成 2 年度と令和 3 年度における
国の一般会計歳入歳出の比較

特例公債の発行から脱却することのできた平成 2 年度予算と比較すると、令和 3 年度予算では、社会保障関係費が大幅に増え、特例公債でまかっています。

(単位：兆円)



りあいます。
しかし北朝鮮にしてみれば、米国大統領に
対し、「日本列島は不沈空母」とみえを切った

首相がいたくらい、日米同盟による核を含む
攻撃の恐怖は、想像を絶するものがあると思
います。

日本が敵基地攻撃能
力を備えて……日本に
は米国がついていて、
「核兵器」も使えるぞ。
しかし北朝鮮が核を持
つことは許さない。こ
の論理で良いのか。私
たちは、改めて冷静に
考えてみる必要がある
と思います。
かつて、小泉純一郎
首相は、対話で拉致被
害者 5 人の帰還に成
功したではありません
か。もちろん、拉致は
大罪で、ご家族の怒り、
苦しみ、悲しみは計り
知れないものがありま
す。
拉致は犯罪です。し
かし戦争はもっと悪で
す。北朝鮮は隣国です
国の引越は不可

能です。仲良くするしかないでしょう。「武力
による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解
決する手段としては、永久にこれを放棄する。
陸海空軍その他の戦力はこれを保持しない。
国の交戦権は、これを認めない」という憲法
を持つ国であることを、今一度思いおこしま
しょう。そして、相手の立場を思いやる。こ
れが我が国の伝統的文化であり、マナーであ
るはず。何より、話し合うことです。公
式だけでなく非公式もです。かつて米ソの対
立が激しかったころ、キューバ危機を米ソ首
脳の間でホットラインで戦争を回避した時のこと
を思い起してください。平井平治さんは、財
政法 4 条は、「憲法の戦争放棄の規定を裏書保
証せんとするもの……」と言っています。
最後に財政法第 5 条は、「公債の発行につい
ては、日本銀行にこれを引き受けさせ、又、
借入金の借入については、日本銀行からこれ
を借り入れてはならない」(抄)とありますが、
安倍内閣は、これを破り、日銀に国債を引き
取らせ、借入ができる端緒を開いています。
本年 7 月には、参議院議員選挙です。悔いのな
い選択をしようではありませんか。(注・文中
の出典記載のない図表は財務省資料)

2022年の初めに

NPO りすシステム

専務理事

猪野 哲之



新年を迎え、三が日は自宅待機をさせていただき、心新たに1月4日が初出勤となりました。

しぶんぎ座流星群

の極大が、1月4日の5時から6時頃と予想され、今年は3日の新月もあつて近年まれに見る絶好の観察条件でしたので、期待しながら夜明け前の通勤路を歩きましたが、寒波・厳冬の厳しさに耐えながら暗いところで集中しませんと、流星も微笑んではいただけません。

ならば、初詣よろしく通勤途上で神社仏閣の参拝をしました。

九段下に向かう途中、有楽町線の江戸川橋で下車し、神楽坂の赤城神社に参拝しました。

このお宮は、殖産興業・厄難消除・学業成就、更には、良縁成就・夫婦円満・安産などのご利益があると言われています。神楽坂に縁の

ある日本を代表する建築家・隈研吾さんが赤城神社の再建時に監修を手掛けられ、2013年には神社でありながらグッドデザイン賞を受賞し、神楽坂散策・デートスポットとしても大人気だそうです。

次に、毘沙門天善國寺。厄除け・開運・商売繁盛・金運等のご利益があるとされています。

毘沙門天は寅の年、寅の月、寅の日、寅の刻にこの世にお出ましになったことから、寅毘沙と呼ばれますが、境内の本殿前に自身の化身である寅・石虎が、阿形吽形左右一対で鎮座されています。普段私たちは、神社や寺院で「狛犬」を見かけますが、寅年の今年は善國寺詣りもいかがでしょうか。

九段下に近づく東京大神宮参拝です。飯田橋駅から徒歩5分、九段北のりすシステムからは徒歩8分の場所です。残念なことに1月3日から16日まで、クラスター（集団感染）の発生により参拝中止となっていました。都

内初のオミクロン株のクラスターと報じられ、前面道路からの参拝しかできませんでした。

明治13年に伊勢神宮の遥拝殿として創建された「東京のお伊勢さま」です。縁結びにご利益のある神社としても知られ、家内安全・商売繁昌・厄除開運・良縁・交通安全・学業成就など所願成就を願って、皆さん参拝されます。

序で詣りのご利益はいかに……と案じましたが、神々のお詣りは心の問題ではないでしょうか。利用者の皆さん、スタッフ等ご関係の皆さんのご多幸を念じ、初仕事に就きました。

本年もどうぞよろしくお願いいたします。



クイズで挑戦！ 「公的年金の理念シリーズ」 今月のお題 「年金の加入」「国民年金の破綻説」

株式会社ジエイ・サポート代表取締役
社会保険労務士原令子事務所 所長

原 令子

寅年🐯の新年！ 明けましておめでとうござ

います。社会保険労務士の原令子です。

十二支はもともと植物の循環を表しており、寅はその3番目で、この年は根や茎が出て草木が伸び始める時期だとされています。2022年は、そんな寅年にあやかっ、いろいろなことにトライして実りある1年にしたいですね。

さて、昨年はよくある年金相談の数々を紹介してまいりましたが、参考にしていただけたでしょうか？ 少子高齢が進んできた我が国において、これからの年金制度は持続可能なかと不安に思われている方もいらっしゃるかと思います。そこで本年は、公的年金の元となる不変の理念を皆さまにお伝えしたいと思います。皆さまが年金制度について感じていらっしゃるもやもやの数々をクイズにしていますので、それにチャレンジしてご自分です。いろいろ考えてみてくださいね。きっと、年金へのご理解を深めていただけたと思います。

ではレッツトライ！

★回答①と②のどちらがあなたの考えに近いでしょうか？

Q1 「自分で老後の準備ができる人や年金は受け取らなくてよいという人も公的年金に加入しなければなりませんか？」

- ① 自分で自分の老後に責任が持てる人や加入を希望しない人は、公的年金の加入は任意でよいと思う
- ② 自分にとって必要であるか否かに関わらず全員が強制的に加入するべきだと思う

さて、あなたはどちらを選びましたか？ 公的年金の理念は②です。

現状では、国民年金・厚生年金が定める要件に該当すれば、私たちは何らかの意思表示をすることなく、被保険者となります。そして被保険者となった後は、原則として自由に脱退をすることはできません。そのため、私たちの側からは「公的年金は強制加入」と見

えるのです。

では、「強制加入」でなければならぬ理由は何でしょうか？ それは次の3点があげられます。

① 保険事故（老齢・障害・遺族）に遭遇したすべての国民に生活保障をするため

② 年金財政を安定させることが必須

加入・脱退を任意にすると、保険事故を被る可能性が高い人ばかりが加入する逆選択が起こり、年金財政が不安定となる

③ リスクへの備えを怠り、生活保護にただ乗りする人が増加

そして「強制加入」であることのメリットとしては、加入義務があることを知らなくても、また、自身で手続きをしなくても、加入要件に該当すれば、被保険者となれることです。原則本人の性別、国籍等に関わらず、被保険者になります。

このように公的年金の加入が強制加入であることによって始めて、国民に保険の利益を漏れなく与えることができるのです。例えば自分で自分の老後に責任が持てる人についても例外ではありません。



Q2 「国民年金は滞納者が多く保険料収入が減っている。そのため、財源の枯渇や制度の破綻が心配である。」

① いずれも国民年金は財源が枯渇して破綻するようには思えない

② 滞納者が多くても破綻するとは思わない

さて、あなたはどちらを選びましたか？

この質問の答えは、②です。

実は、国民年金の保険料の納付率は、世間で言われている程低くはありません。2019年度の国民年金保険料納付率は約98%です。というのは、国民年金の保険料の支払いについて厚生年金被保険者（国民年金の第2号被保険者）とその被扶養配偶者（同第3号被保険者）の保険料は個別納付ではなく、基礎年金拠出金として厚生年金から国民年金に拠出されているため、そもそも滞納者は存在しません。第2号被保険者と第3号被保険者が、公的年金の加入者の約8割を占めますので、この時点ですでに納付率は80%となります。

未納・滞納は、国民年金の第1号被保険者のみの問題で、未納・滞納者の人数は134万人、公的年金加入者全体（6768万人）から見れば、たった2%にすぎません。にもかかわらず、マスコミ等で保険料の未納率が高いといわれている原因は、未納者等の捉え方にあ

ります。図1の左下をみると本来の未納者と未加入者の合計は134万人ですが、ここに保険料免除者や納付猶予者の609万人を加えて未納状態の人を743万人としています。さらに、各自で保険料を納める第1号被保険者の人数1453万人を分母にして計算していただきますので、未納率は約50%となり、「国民年金加入者の約半分の人が滞納している」財源枯渇・制度破綻の可能性がある」という印象を国民に与えることとなります。

しかし、未納・滞納が増えたとしても、その期間に対応する給付（老齢基礎年金等）は発生しないので、年金財政に影響はありません。これは、わが国が保険料を納めない年金を受け取ることができない方式（社会保険方式）をとっているからです。さらに基礎年金の支給に必要な金額の半分は、国庫負担分として税金が投入されていますので、国民年金の財源が枯渇して制度が破綻するようなことはまず、起こりえません。

制度が破綻する可能性より、滞納によりご本人が将来無年金や低額の年金になり老後破綻を起こす可能性の方がはるかに高いことはいうまでもありません。このことを皆さまの周りの若い世代の人に是非伝えていただきたいと思えます。

図1

公的年金制度の保険料納付率

公的年金制度全体で、保険料を納付している人は、**約98%**



〈地球に恩返し森〉の活動を ブログとインスタグラムで発信しています！



地球に恩返し森づくり事業部では、2009年より〈地球に恩返し森〉(大分県由布市庄内町)づくりを通して、環境活動や里山保全活動を続けています。

今月は、立命館アジア太平洋大学観光学教授・学生との共同事業の活動報告をお届けいたします。

<https://ameblo.jp/liss-shinno/>



地球に恩返し しの

検索

Living in Harmony with Nature

VAFADARI M. Kazem

Every year this time the colorful leaves of trees in shonai machi deliver the charm of autumn. The leaves cover the ground and talk to people when walking around. Of course, they are not died they say we are alive and will come back soon with spring again. The nature is alive and refreshing every year. It creates rich soil and biodiversity and food for other creatures. The goats living nearby are also happy to eat colorful leaves gifted by nature as autumn party. Perhaps they are waiting for this taste every year at this time. Today I want to talk about an event for inviting more biodiversity to 地球に恩返し森 area. We

are going to invite more honey bees by making house for them. This event is coordinated by staff of LISS system and students from 6 countries (Indonesia, Nepal, India, Kenya, Japan, and China) Students from Ritsumeikan Asia Pacific university gathered in the morning of November 20th 2021 in Shonai machi and learned /made a beehive with help of the staff of LISS system. The Beehive will be placed near the park and new bees will work with the goats who are living nearby as guardians of nature. Students learned about Japanese honey bees that are smaller than other bees and work harder to produce honey. They also discussed that because Japanese bees are smaller they carry less honey but they have to fly a lot between flowers and pollinate the plants. Working together outside in nature made everybody very happy specially after long indoor study during Corona.

自然との共生

立命館アジア太平洋大学観光学教授 ヴァファダリ カゼム



毎年この時期になると庄内町の色とりどりの木々が秋の魅力を感じさせてくれます。葉は地面を覆うが、また春になると葉は戻ってきます。自然は生きていて、土や生物多様性の基盤となり、また様々な生物の食料を生み出します。地面に落ちた葉を近くに住むヤギが食べ、秋の味覚を満喫します。おそらくこの時期が待ち遠しいのでしょう。今回は地球に恩返し森周辺の生物多様性を向上させるために実施したイベントについて紹介します。ミツバチの巣箱を作り、より多くのミツバチを呼び寄せます。本イベントはLISSシステムのスタッフ及び立命館アジア太平洋大学6カ国の学生が主体となり、2021年11月20日の午前に庄内町に集合し巣箱を作りながら知識を深めました。巣箱は公園の近くに配置され、ミツバチは自然の守護者であるヤギと共に働きます。本イベントを通して学生は、ニホンミツバチが他種よりも小さく、またより活発に蜂蜜を作り出すことを学習しました。また、ニホンミツバチは小さいため少量の蜂蜜しか運びませんが、花と花の間を飛び回り植物を受粉しなければならないことも学習しました。学生はコロナ禍で長い間リモートでの学習を続けていたため、本イベントを自然の中で実施できたことを大変嬉しく思います。参加学生からの声を掲載しておりますので、ぜひご覧ください。

「地球に恩返し基金」に寄付をいただき、ありがとうございました

伊賀 洋さん (東京都練馬区)	佐倉 邦子さん (千葉県我孫子市)	中野 壽美子さん (東京都豊島区)
伊賀 麗子さん (東京都練馬区)	佐山 馨子さん (東京都国立市)	夏目 武子さん (神奈川県川崎市)
内田 タエ子 (埼玉県川口市)	富山 京子さん (埼玉県草加市)	和田 益男さん (埼玉県北本市)
佐倉 幸三さん (千葉県我孫子市)	中田 弘安さん (埼玉県春日部市)	匿名4名 (50音順)

※ 2021年11月1日～12月31日の期間、15名の方から寄付をいただきました。

※ 内田 タエ子さんが1000ポイントを達成されました。



Padma Danti Umayi, Indonesia



本イベントでは山田さんにご協力頂きながらミツバチの巣箱を作りました。初めての体験だったため難しく感じました。ミツバチは通常多くの花が咲く春に巣箱に集まり、9月頃に収穫されることを学習しました。また、6月・7月頃の早い時期に収穫することも可能であり、ほんのり桜の味がすると伺いました。本イベントを通して蜂蜜を作るには多くの時間やスキルが必要だと実感しました。

Natalie Erin Richka, Indonesia



本イベントを通して学習した点は製材、ミツバチに関する知識、そしてチームワークです。参加学生のほとんどが初めて巣箱を作ったため、周りに助けをもらいながらチャレンジすることで巣箱に対する知識を深めました。巣箱を作る上で数人とともに作ったためチームワークが必要不可欠でした。また、古い巣箱を今回新たに作った巣箱と積み重ねることでミツバチを巣箱に引き寄せることが可能になることを学びました。

Muhammad Rayhansyah Jasin, Indonesia



私は地域の文化と伝統的な知識に基づくコミュニティ開発に興味があります。蜂蜜産業の活性化と、将来の産業の期待を更に維持するためのアグリツーリズム事業の確立において、特に庄内地域における日本の農業と農村開発についてもっと学びたいと思います。

カゼム教授原稿のみ英文掲載させていただきました。学生の皆様につきましては翻訳文のみの掲載です。

翻訳：桜 比良 (Hira SAKURA)

Hemshikha Gouri, India



私は今回初めて木材を活用した活動を体験しました。一見簡単そうに見えましたが、実際に作業を始めると難しく感じました。作業を行う上で1人目が寸法を測り、2人目が木を切り、3人目が木材を運び、そして4人目が釘付けを行うといった流れで進み、チームワークがとても重要だと実感しました。本イベントを通してチームメンバーとの仲が深まったと感じています。

LU Zican, China



最初に巣箱を目にした際は構造がシンプルで作るのが簡単そうに見えましたが、実際に作り始めると難しく感じました。また、巣箱を作る際に使用した道具はシンプルでしたが、チームと協力して作ることができました。特に板の寸法を測るのに苦労しましたが、貴重な体験だったと思います。

Rikiya Fukuda, Japan



本イベントを通して蜂蜜が生態系にどのように貢献しているか、また農家の方々が懸命に活動していることを学習しました。農家であり、また本イベントのインストラクターでもある山田

さんが私たちに対して親身に巣箱の作り方を教えてくださりました。蜂蜜の味と香りは収集する花の蜜によって異なるため、一部の農家の中にはミツバチに意図的に特定の花粉を集めさせることを知りました。今回数個の巣箱を作るのに約4時間かかり、日々の努力が必要だと実感しました。この経験を通してより多くの方にミツバチと生態系の重要性を知ってもらいたいと思います。

地球に恩返し運動について



私たちの生命を育ててくれている地球!! このやさしい地球に少しでも恩返しをして、次世代に美しい地球を残しませんか。皆さまのご寄附で「地球に恩返しの森」に植樹ができ、銘板にあなたのお名前が刻まれます。

※匿名希望の方は、振込用紙の「通信欄」に「匿名希望」と、ペンネーム希望の方は「ペンネーム」を明記の上、「ご依頼人欄」には必ずお名前をご記入ください。

NPO りすシステム
地球に恩返しの森づくり事業部

地球に恩返し運動本部

連絡先：TEL.03-5215-2383

地球に恩返し
基金振込先

● 郵便局から振り込む場合

郵便局口座番号：00140-7-743432
加入者：地球に恩返し基金

● 他行からゆうちょ銀行に振込む場合

店名：〇一九（ゼロイチキョウ）
種目：当座 口座番号：0743432
加入者：地球に恩返し基金



支部

活動記

北海道・北日本支部

▼仙台のお正月は寒いです。皆さんも風邪などひかれないうちに……。

松飾りもとれぬ頃のことです。Rさんの姪御さんからお電話がありました。「叔母は遺言公正証書を作っていないのですか」との問い合わせで、りすシステムから叔母の通帳や不動産の権利証書等が届いたというのです。

Rさんは昨年老衰で亡くなっていましたので、相続人調査をして生前契約に関する遺言執行が終了したので相続人である姪の方に関係資料をお送りしたのです。

Rさんは生前この姪の方とは交流があり、りすシステムと生前契約した事もこの方にRさんは伝えていたのです。姪の方はその時「私がすぐに駆け付けられることが出来ないのです」とおっしゃっていました。

のでしたが。

何はともあれ、Rさんは個人財産の遺言は書いてなかったため相続手続きが必要になります。

このケースでは相続人調査で分かったのですが姪の他にイトコ（ご本人から見ると姪・甥）が4名おられるようです。ほとんど行き来もなく住所も知らない方もおられるようでした。

りすシステムでは、配偶者や直系の親族がない場合は、特に遺言をお書きになることをお勧めしています。生前契約を利用するには、そのための遺言を作っていたただかなければなりませんので、併せて個人財産の遺言を作成される方が多くなっています。

東日本支部

▼りすシステムに、「オススメの施設

はありますか？」というお問合せを受けたいです。しかし、ご本人にとって良い施設、自分にあった施設というのは各様で、共通の答えを見出すことは難しいというよりそんな答えはないと思っています。

埼玉県某市のケアハウス（自立型の施設）にお住まいのSさん（85歳）は、民間の賃貸住宅にお住まいでしたが、2020年頃から元気なうちに高齢者住宅に引っ越した方が良く考えて、りすシステムが施設探しのお手伝いをさせていただきました。

施設見学をして、本人も気に入って2021年1月にケアハウスに入居したのですが、2日目から施設の習慣になじめず、怒鳴られることもあり、怖くて食堂にもお風呂にも行けない状態になってしまいました。コロナ禍という事情もあり、施設での生活に慣れるように努力し、我慢を重ねたのですが、その後体重は7kg落ち、引きこもりに近い状態に

なり、外出するのは通院等りすシステムのサポートの時くらいになってしまいました。

11月には地域包括の担当者から、「最近『死んでしまいたい……』等と漏らされることもあり、睡眠薬も服用しているので心配」との連絡があり、本人と改めてよく話し合っ、急いで次の施設を探すことになりました。

施設探しは、立地条件や周りの環境や利用料金など、総合的に判断して決めても、人と人の繋がりや雰囲気が良いと、本人にとって、ピツタリの施設に恵まれることは少ないものです。

今回の経験を踏まえて、ご本人の希望は遠慮なくおっしゃっていただくようお願いし、施設見学もじっくり、慎重にかつ速やかに行いました。正直なところ、入居してみないと分からないこともありますし、施設によっては不文律があることもありますが、今回はSさんも納得し、満足いただける施設が見つかり、新年を新しい施設で迎えることができ



安堵しています。

ご主人のお墓が比較的近い場所にあることも大変喜ばれ、今は心穏やかに過ごされています。

中部日本支部

▼中部日本支部は利用者225名ですが、暮れからお正月にかけて4名の方が骨折などで入院して、手術などの治療をされました。幸い重篤の方はおられず、皆さん順調に回復されています。

寒い季節は体の動きが鈍くなりがちですので、くれぐれもご用心を。4名の方のケースを簡単にご紹介いたしますので参考にいただき、健康に気をつけてくださるようお願いいたします。

▼介護付き有料老人ホームにお住いのAさん(83歳・男性)。自室でしりもちをつき、安静にして様子見。翌日になっても痛みがひかないため、整形外科を受診したら、左大腿骨骨折の診断。手術のできる病院へ紹介状を書いていただき入院手術。現在、リハビリ病院に転院し、「車いす生活

になりたくない」とリハビリを頑張っておられます。

▼ご主人と二人暮らしのBさん(83歳・女性)。脳出血で救急搬送。ご主人が気付いて早い処置ができ、医師からは「脳出血にしては軽い方」と説明がありました。入院の翌日、大腿骨骨折が判明し手術。どこでどう骨折したか不明。コロナ禍で、面会は禁じられているので、ご主人は奥様の様子を見る事ができずやきもきされています。ご夫妻に平穏な日々が一日も早く戻るよう気配りしてまいります。

▼奥様と二人暮らしのCさん(72歳・男性)。自宅の車庫で転倒、頭を強く打ち救急搬送されたのが大晦日。重篤な状態だったので心配しましたが快方に向かっています。ところが検査の結果、他の病気もみつかかり、入院が長引く可能性もあるので、介護認定申請を行い、退院後の療養生活のため施設を探するなど、病弱な奥様の負担を軽くできるようサポートをしています。

▼マンションで一人暮らしのDさん

(72歳・女性)。自宅で転倒、大腿骨骨折で救急搬送、入院手術。ご自身で救急車を呼ぶことができ、緊急連絡カードの提示で病院から連絡が入りました。コロナ禍、手術の立ち合いは出来ないため、病状説明も電話で聞きました。入院のための身元引受保証、パジャマ・タオルのレンタル契約の代行等、入院手続きを行いました。

皆さん、お大事にしてください。

西日本支部

▼2020年に契約されたYさん(86歳・女性)。

契約した時は、自宅にお住まいで手術を受けるための身元保証人や連絡先が困るので、りすシステムと契約したい、そして亡くなった後のことをお願いしたいとのことでした。契約して間もなく、施設に入居することになり、りすシステムが身元引受保証をしました。

翌2021年の春に整形外科の手術とリハビリで1か月程度入院するので、保証をしてほしいと連絡があ

りました。簡単な手術なので立ち合いは必要ないとのことでした。

ところが、入院中に身体の不調が見つかり、内科系の病気で手術することとなり、転院になりました。一時は危ない状態と病院から連絡があり、その後も治療や手術のため転院を繰り返しましたが、徐々に回復して、一日も早く退院できるよう治療に専念しています。



九州支部

▼2021年10月号第295号掲載のHさん(88歳・女性)のその後です。

腎臓内科定期受診にはりすシステムが付き添い継続中です。人工透析のためのシャント手術をするか否かを、ご自身が決めることになっていて、主治医からこれまでよりもさらにわかりやすく、病状説明をしてい

ただきました。しかし、血圧低下・体重減少傾向も続き、体調もあまりよくない状態で、この日、Hさんは決めることができませんでした。帰りのタクシーの中でも、何度か説明しましたが無理でした。

体調が良ければ外出も出来ませんが、悪いときは自室で横になっていることが多かったようです。頻回にナーコールされ、ホームのスタッフが訪問すると、「何しに来たの」と言われる始末。それで、24時間見守りの介護室に移動していただき、自室と介護室を、体調により行ったり来たり生活がスタートしました。

そして次回の受診時、**医療上の判断に関する事前意思表示書**に、病名および余命の告知を受けたいと選択されていたため、主治医に思い切つて余命を尋ねました。透析を開始しなければ、おそらく来年の今頃はもういらつしやらないでしょうと。Hさんは表情を変えませんでした。付添っている私はショックでした。帰りのタクシーの中でも、車窓の景色のことは話されても、余命のこと

に触れることはありませんでした。次の定期受診前に、義理の妹さん、旧友の方に来ていただき、Hさんが、今後どうされたいのか、りすシステムスタッフも一緒に意思確認をしました。

ご主人とは離別、たった一人の娘さんは13年前に亡くなり、さらに実の弟さんも亡くなり、ひとりぼっちになられたHさん。90歳まで生きたのだから私幸せよね、でも痛みや辛いのは嫌よ、透析は受けたくないと言われました。

12月の定期受診では、採血・採尿数値は横ばいでしたが、血圧低下・体重は現状維持で推移。介護室での生活に慣れたHさんは、三食しっかり召し上がり、服薬管理も徹底。透析はしませんが意思表示をされたHさんに、主治医は、気持ちが変わつたらいつでも言つて下さいと。今後も定期受診は、りすシステムの付き添い継続。ホームでの緊急時対応も主治医と打ち合せ済みです。外出は難しいですが、面会は少し緩和されましたので、義理の妹さんや

友人には可能な限り来ていただけることになりました。

Hさんはひとりぼっちではありません、最期まで心安らかに過ごしていただけるようにサポートを続けていきます。



大分支部

▼10月号(第295号)で紹介したEさん(86歳・女性)からパーキンソン病の検査をしたいと相談があり、すぐにO病院へ予約し、受診の付き添いをしました。医師の診断はパーキンソン病の疑いがあるので、薬を服用して、今後の治療を考えるとのことでした。

1ヶ月後の受診では、薬の量を増やし専門の病院で検査をすることが決まりました。その検査の前日(12月9日)救急隊員から「Sさんが道路で転倒、頭を打っているが意識は

ある。今からM病院へ搬送する。すぐ来てほしい」と連絡が入り、M病院へ急行しました。コロナ禍で、処置室に入れず心配でしたが、会話もすっかりできていると聞いて安心しました。検査、処置が終わわり、T先生から「明日、大腿部頸部内側骨折の手術をする。他にせん骨骨折、骨盤に出血。頭部は特に異常なし」と説明がありました。Sさんにも説明があり、手術、麻酔の同意書に代筆、**身元引受保証人**として入院の手続きをしました。入院に必要なもの(Sさんが日頃からバッグに用意)を自宅に取りに行き、マンシヨンの管理人さん立ち会いで揃えて、病院に届けました。Sさんが入院したことを、まず、セコム、U地域包括支援センター、訪問介護、通所リハに連絡し、検査予定の病院、タクシー、配食のキャンセルの手続きをしました。

翌日の手術は無事終わり、術後、主治医から「2〜3週間はベッドでの生活、様子をみて体重をかけてのリハビリを始めるということで、入院は2カ月の予定。服用中のパーキ

ンソン病の薬は〇病院に確認して対応します」と説明がありました。相談員（S・W）からの退院支援計画書についての説明の中で、介護度の変更申請（現在要支援1）の提案があり、申請中です。

自宅マンションを訪問し、電気関係（不要な電源をカット）冷蔵庫内の生ごみ、ゴミ箱のごみの処理、郵便物の回収、郵便物転送届提出、通販定期購入、新聞の停止。おせちのキャンセルの手続きをし、買い物をして届けました。

最近、ベッド上のリハビリから車いすでのリハビリが始まり、声も明るく感じられるようになりました。お正月入院着で過ごすのは寂しいので、私服（セーター）を着て過ごしたいとのSさんの願いは、病院の許可が出ず、自宅から淡いピンクのジャマをお持ちしました。面会もできず、思うように動けない状態で迎える新年ですが、一日も早く回復して今年が良い年になりますようにと祈っています。

毎日続けてコツコツ貯筋



昔から「年を取ったら転ぶな、風邪ひくな」と言われています。転ぶのは特に足腰の筋肉が少なく（弱く）なっていくからだそうです。筋肉を貯える「貯筋運動」というのがあるそうです。ご紹介しますのでぜひお試しください。貯筋運動は、8～16回で1セット。無理せずできるようになったら1日2セットやってみましょう。

股関節の筋肉を鍛えてらくらく入浴

ふくらはぎの筋肉を鍛えて元気に歩く！

座ってできる貯筋運動 ひざ伸ばし

- 1 良い姿勢でいすに座る**
つま先とひざは前に向け、ひざの間に握りこぶしが一つ挟める程度に脚を開きます。
- 2 ゆっくりひざを伸ばす**
ひざから下をももの高さまで上げて、ゆっくりと元の位置に戻します。これを左右繰り返します。

立って行う貯筋運動 いす座り立ち

- 1 いすに深く腰掛ける**
脚を腰幅に開き、いすに深く腰掛けます。手は前のいすの背もたれ（または机）に添えましょう。
- 2 ゆっくり立ち、ゆっくり座る**
ゆっくりといすから立ち上がり、座ります。この動作を繰り返しながら、足ももの前側に力が入っていることを意識しましょう。

座ってできる貯筋運動 もも上げ

- 1 良い姿勢でいすに座る**
脚を腰幅に開き、背筋はまっすぐに、視線は前に向けます。
- 2 ももをゆっくり上げて下ろす**
上半身は良い姿勢を保ったまま、片脚のももを上げてたり下ろしたりします。これを左右繰り返します。

立って行う貯筋運動 もも上げ

- 1 良い姿勢で立つ**
脚を腰幅に開き、つま先とひざは同じ向きに、背筋はまっすぐに、視線は前に向けます。
- 2 ももをゆっくり上げて下ろす**
片脚のももを床と平行になるくらいの高さまで、持ち上げて下ろします。これを左右繰り返します。

伊藤園公式サイトより



川嶋先生とのご縁についてお寄せください

川嶋辰彦先生のご逝去から3か月が過ぎようとしております。こちらの世界ではオミクロン型というコロナウイルス感染が信じられないスピードで広がっておりますが、皆様ご健勝でお過ごしのことと存じます。川嶋先生とゆかりのある方から先生を偲ぶ玉稿をお寄せいただいております。新年号は、紙面の都合で掲載できませんでしたが、2月号から逐次掲載させていただく予定でございますので、引き続き玉稿お待ち申し上げております。おひと方、500字程度におまとめいただきたく、お願い申し上げます。文字・データいずれでも結構でございます。

<松島如戒>



編集後記

おめでとうございます。久方ぶりに長文かつ駄文を書かせていただきました。今年もよろしく……。

10月より、りす倶楽部編集室に、東本優子さんをお迎えしました。彼女がインドネシアをフィールドにしておられたご縁です。そんな彼女がなぜりんど？何故安曇野？よく知らずに20年近くになります。パートナーは、りんご園の園主であり、りすシステムの地球に恩返しの際公園の長として、お世話になっております。都心の汚染した空気を安曇野の風で正常化した紙面になることを期待しています。芳賀まおさんは、東京事務所のスタッフとして、りす倶楽部編集室を支えます。(如戒)

みなさん明けましておめでとうございます。コロナ禍の自粛生活で運動不足になっていませんか。私はすっかりコロナ太りです。手軽にできる貯筋運動を載せましたのでお試しください。今年も健康で良い一年になりますように。(芳賀 まお)

目に見えないウイルスとの戦いにも疲れてきました。そもそも人類は誕生した時から「ウィズウイルス」(With Virus)の時代を生きているのと。新型コロナウイルスは基礎疾患がある人のリスクが高いと言われていますから、ベースの健康が大事です。「運動」「食事」「睡眠」生活習慣を見直しウイルスに負けない健康な体づくりをして頑張りましょう。(芳賀 みゆき)

「安曇野の冬は寒くて大変ずらう？」と、地元の方にいわれると、「冬の寒さは確かに厳しいけれど、キーンと冷えた朝の空気はたまらない清涼感。日中はお日様が出てることが多いので過ごし良い。上高地から日本海に流れる梓川をはさむように東西に山々が連なり、心落ち着きます。雪に覆われた北アルプスの佇まいに日々感動です。」とお答えしています。

ご縁がありまして、りす倶楽部の編集室に参りました。どうぞ、よろしくお願ひします。(東本 優子)



NPO りすシステム

0120-889-443

りすセンター・新木場

0120-373-959